

国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域
の拡大に関する分科会
取りまとめ

平成27年5月18日
国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域
の拡大に関する分科会

(国・自治体・福祉等分科会)

はじめに

21世紀の我が国社会が、より豊かな民主主義社会となるには、国民が存分にその主権を行使すべく、地域主権を実現し、併せて地方創生をはかることが望まれる。そのためには、地方公共団体が、行政、財政、立法の自治を十全に確立する必要があるが、これらを確立するに当たっては、国や地方公共団体において法の支配が貫徹されることが大前提となる。

また、国民の権利意識の高まりや社会情勢の複雑化を受けて、国や自治体が直面する法的問題は複雑化、多様化してきている。このような問題に適切に対応していくためには、従来行政において蓄積されてきたノウハウに加えて、法曹有資格者がもつ法的知識や論理的思考力、問題解決能力などの専門性を活用することが、国民、市民の権利を擁護し、住民サービスの向上や円滑な行政運営に資するとともに、法の支配を実効化するものと考えられる。

このような観点から、国や自治体において活動する法曹有資格者の状況を見ると、例えば、国の機関で任期付公務員として勤務する弁護士は、平成13年に10名であったものが、平成26年現在では、金融庁、消費者庁、公正取引委員会、経済産業省といった省庁を中心に、合計で335名¹にのぼっている。また、自治体で常勤職員として勤務する弁護士を始めとする法曹有資格者についても、平成27年3月現在で、64の自治体において合計87名となっている。特に、自治体においては、訴訟対応などの紛争解決分野や市民からの法律相談対応といった、従来から弁護士が行っていた分野だけではなく、一部では、条例等の制定・審査等の政策法務、公金債権管理・回収、包括外部監査等、これまで弁護士を始めとする法曹有資格者の能力が十分活用されているとはいえなかった新たな分野にも関与する例が見られるようになってきている。

また、我が国の総人口に占める高齢者の割合が4分の1を超えた今日においては、これまで以上に、高齢者、障がい者等が法的問題に直面する機会が増加することが予想される。そこで、法曹有資格者においてこのようなニーズにいかに対応するかが、喫緊の課題となってくるものと考えられる。さらには、障がい者の自立を促進するための法的サポートも必要となっている。このほか、近年では、児童虐待への対応をはじめとする、子どもの権利に関わる問題や、女性、生活困窮者などの問題への対応も極めて重要な課題であると考えられる。しかしながら、このような福祉に関する分野の様々な法的問題については、これまで、弁護士や弁護士会による対応は、有志による個別的活動が中心であったこともあり、福祉分野における法的ニーズを網羅的に把握し、着実な支援につなげていく方策は道半ばである。

当分科会では、このような問題意識の下、法曹有資格者が、社会の様々な局面で多様な役割を果たすべきであるという観点から、特に国、自治体及び福祉の分野において、弁護士をはじめとする法曹有資格者の活動領域を一層拡大す

¹ 文部科学省における原子力損害賠償紛争解決センターにおける業務に従事している弁護士（202名）を含む。

ることを目指して、様々な施策を実施するとともに、その成果を検証し、課題を抽出し、その対応策を検討してきた。本報告は、こうした検証、検討及び今後の展望等に関する当分科会の議論を取りまとめたものである。

これまでの取組について

当分科会においては、国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けて試行的な取組を行い、その成果について報告を受けるとともに、他の関係機関が行ってきた有益な取組も含めて検証・検討を行ってきた。

当分科会における取組及び検討の概要は以下のとおりである。

1 自治体におけるニーズの把握に関する取組

法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）では、自治体における法曹有資格者の活用の拡大を図るためには、法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組が重要であると指摘されている。必要性・有用性の周知に当たっては、法曹有資格者の活用により自治体の行政サービスの向上・効率化が可能であることを発信することが求められるが、その前提として、利用者である自治体がどのような局面で法曹有資格者の専門性を求めているかを把握することが必要である。

当分科会においては、自治体におけるニーズの把握に関し、以下のような取組・検討を行った。

(1) 取組・検討の例

ア 日本弁護士連合会は、法律サービス展開本部を立ち上げ、その下に、国・自治体・福祉等の分野において弁護士による法律サービスの一層の展開・促進を図るべく、自治体等連携センターを設置した。同センターにおいては、国・地方自治体等のニーズに対応した法律サービスの展開・促進のほか、公共機関等における弁護士の任用促進、養成、弁護士への支援活動を行っており、後記2(1)のとおり、地方自治体との行政連携の取組を通じて自治体における法的ニーズの把握に努めているほか、地方行政分野における弁護士を始めとする法曹有資格者の専門性に対するニーズを把握するためアンケート²を実施した。（別表1）

イ 自治体の職員として弁護士を活用することが、行政サービスの向上及び効率化にどうつながるかについて、現に複数の弁護士を職員として任用している自治体から活用の実例の報告を受けた。（別表2）

(2) 検証・検討の結果

前記のアンケート結果や活用例に関する報告からは、

- ・多くの自治体が弁護士会からの行政連携メニューの提供などの形で弁護士会との連携に関心を示していることや、職員として弁護士を始めとする法曹有資格者を任用することについても総務部門を中心に関心を示していること
- ・自治体が、職員として任用した弁護士を始めとする法曹有資格者に対し、訴訟対応にとどまらない幅広い分野での活躍を期待していることや、実際に弁護士を職員として活用している自治体においては、様々な部門で弁護士が業務を担当することで、市民に対する行政サービスの向上、行

² 全国860の自治体の総務部門と事業部門（福祉部門及び学校教育部門）を対象にアンケートを行い、総務部門594団体、福祉部門505団体、学校教育部門500団体から回答を得た。

政運営の効率化，一般職員の能力向上などが実現できることなどが明らかとなった。

一方で，職員としての任用を具体的に検討している自治体は少数であり，任用への障害となる事由としては，多くの自治体から任用コストや定員管理等の課題が指摘されている。

2 ニーズに対応するための試行的な取組等

(1) 自治体に関する取組

ア 日本弁護士連合会の自治体等連携センターにおいては，弁護士の専門性の活用の周知とともに，自治体における様々な法的ニーズに対応するという観点から，各地の弁護士会に働きかけて自治体との行政連携を進めている。これまでに10の弁護士会が，自治体行政の支援のために弁護士が提供可能なサービスをリスト化した行政連携メニューを作成したほか，これら以外の弁護士会も，各種委員会の委員（当該自治体の非常勤職員）に弁護士を推薦し，あるいは，各種の行政運営上のテーマについて様々な立場から関与するなど，自治体の行政運営に貢献している。

また，上記のようなメニューの提供に基づき，弁護士会が，自治体からの依頼により，専門分野に応じた弁護士として3名の弁護士を紹介したという具体的な実績も挙げている。

また，行政連携メニューを提供している弁護士会では，メニューの中に条例の制定支援を掲げているところもあり，現に，弁護士有志により，債権管理条例や再生可能エネルギー条例の制定支援の取組が行われている。

イ 日本弁護士連合会の自治体等連携センターにおいては，各地の弁護士会との協力の下，関係機関と共催するなどして，自治体における弁護士の任用に関するパンフレットの配布，前記アンケート等において今後弁護士の専門性の活用が期待される分野に関する自治体関係者等を対象とした研修会の開催，さらには，弁護士の公務員任用に関するセミナーの開催等を行った（別表3）。

ウ 平成26年11月より，全国町村会が，常勤職員として弁護士1名を採用したことが当分科会に報告されている。同弁護士は，法務支援室長として，全国の町村からの相談を受け，あるいは実際に当該町村に赴くなどして，各町村における条例制定の支援を行っている。

小規模自治体においては，コストや業務量などの点から，単独で法曹有資格者を職員として任用することについての課題が存在すると思われるところ，本件のように複数の自治体が活用できる形態は，今後，小規模自治体において，自治体の行政に通じた法曹有資格者による支援を受ける一つの方策となり得るとも考えられる。

(2) 福祉に関する取組

ア 大阪弁護士会においては，本分科会の取組の一環として，地域包括支援センター等の法的支援モデル事業を実施した。同事業は，弁護士会の負担により大阪府内の自治体にある地域包括支援センター等に弁護士を派遣し，その職員から法的な問題に関する相談を受けるというものであ

る。その結果、平成26年6月からの9か月間で、31の自治体に弁護士が派遣され、412件の相談実績を挙げている。（別表4）

弁護士が派遣された自治体の多くからは、弁護士による支援が有用であり次年度以降も同様の支援を受けたいという反応が寄せられたものの、有償で契約することについては、財政当局や議会の理解を得られないことを理由に消極的な反応であったとの報告が分科会でなされた。

イ 各地の弁護士会では、高齢者・障がい者支援センターによる電話相談・出張相談（ひまわりあんしん事業 別表5）、虐待対応専門職チームの設置（別表6）などを行っており、特にひまわりあんしん事業については、相当数の相談実績がある。

ウ 日本司法支援センター（法テラス）においては、福祉機関と連携の上、自ら法的援助を求めることができない高齢者・障がい者等に積極的に働きかけ、法テラスと福祉機関それぞれの能力やノウハウを生かしながら、高齢者・障がい者が抱える問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャルワーク」の取組を推進してきた。法務省においても、認知機能等が十分でない高齢者・障がい者への法テラスによる法的支援の拡充などを内容とする、総合法律支援法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

エ 一部の地域生活定着支援センターでは、その支援を受けた人の犯罪をする割合が下がったと考えられるところ、個別事案の検討のための会議に弁護士を参画させるなど、業務において弁護士の持つ法的知見を積極的に活用しているとの報告を受けた。

3 法曹有資格者の専門性の涵養に関する取組

国・自治体・福祉等の分野において法曹有資格者が活躍するためには、法曹有資格者の側においても、これらの分野を法曹としての能力をいかすことができる場として認識するとともに、求められる能力を身に付けることが必要である。

本分科会では、このような意識及び能力の醸成に関し、以下のような取組・検討を行った。

(1) 選択型実務修習の受入先の開拓

法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、国・自治体・福祉等の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携し、国の機関・自治体・福祉機関における司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行ってきた。その結果、これまでに複数の国の機関・自治体・福祉機関が司法修習生の受入れに前向きな姿勢を示している（別表7）。

今後、これらの機関等と最高裁判所の調整を経て、第69期司法修習生（平成27年11月司法修習開始）から選択型実務修習の受入れが開始される予定である。

(2) 法科大学院における教育

一部の法科大学院においては（別表8）、自治体における法曹有資格者へのニーズに対応し得る能力を身に付けた人材を養成するため、平成

27年度から、法曹有資格者を対象とした自治体法務に関する継続教育プログラムを提供している。一部の法科大学院では、日本弁護士連合会の協力を得て、同プログラムの開始に先立ち、対象となる科目に弁護士をモニターとして履修させ、講義の改善等に関する意見等のフィードバックを受けた。

(3) 法曹有資格者に対する説明会等

日本弁護士連合会は、前記のとおり、自治体の職員として勤務する弁護士の業務等を紹介し、自治体勤務の動機付けとするため、セミナーや説明会を開催している。

課題と対応策

1 法曹有資格者に対するニーズを顕在化させる上での課題及びニーズへの対応にかかる課題とその対応策

(1) 課題

【自治体におけるニーズ】

ア 自治体等における法曹有資格者の活用の在り方を検討するに当たっては、以下の2点に着目した整理が考えられる。

○ その活用の形態

国の機関では、法曹有資格者の活用は、任期付を含めた常勤又は非常勤職員としての活用が中心となるが、自治体等では、常勤又は非常勤の職員として活用する場合と、顧問弁護士等のように外部の弁護士（以下「外部の弁護士」という。）等を活用する場合とがあり得る。

○ その従事する職務

法曹有資格者が自治体等の分野において活躍できる領域は、訴訟等の紛争への対応といった分野だけではなく、条例の立案等の政策法務や包括外部監査といった、比較的新しい領域も想定できる。

イ 法曹有資格者を活用するニーズ

○ 自治体等においては、顧問弁護士への委嘱が進んでいるほか、弁護士会との連携に関心をもつ自治体も相当の割合に上っているが、典型的な活用の形態とも言える顧問弁護士の業務内容を見ると、訴訟・調停案件への対応など、従来から弁護士が行っていた業務が中心となっている。

○ 相当数の自治体が、法曹有資格者を職員として任用することについて関心を示しているが、多くの自治体では、現時点では、具体的な任用に向けた計画又は検討が進んでいない。その理由としては、顧問弁護士を活用すれば足りると考えられていることや、任用コスト・定員管理の課題などが挙げられる。なお、自治体が法曹有資格者を職員として任用し、その専門性を活用したい分野としては、訟務対応等だけでなく、例規業務、債権管理回収、コンプライアンスなどの分野が挙げられている。

ウ 前記の状況からすると、ニーズの顕在化が限定的である原因として以下のような点が考えられる。

○ まず、外部の弁護士を活用する有用性については一定の理解が進んでいるものの、その範囲はあくまで従来型の弁護士の業務にとどまり、政策法務や包括外部監査など、新たな分野での外部の活用の在り方に関して、自治体等の側に具体的なイメージをもって共有されるに至っていない。

○ 自治体の職員として法曹有資格者を活用することについては、自治体等の側において、職員として任用された法曹有資格者が自治体の内部からその運営に能動的に関与することにより、法律相談等、従来から弁護士が行っていた分野だけではなく、政策法務等の分野においても、外部の弁護士以上に行政サービスの質の向上や効率化、ひいては

自治体の自治権の十全化などに貢献できる場合があると言えるが、そのような認識が広がっていない。

【国の機関におけるニーズ】

一方、国の機関においては、特定任期付公務員などの形で、国際交渉や政策の企画立案といった分野における法曹有資格者の有用性が認識され、組織内での活用は、自治体と比較すれば一定程度進んでいる。

もっとも、任期付公務員として法曹有資格者を採用している国の機関は、全体から見れば一部にとどまっている。法曹有資格者が法の支配の実効化のために有用であるという認識をより広く共有することや、法曹有資格者が国の業務でより幅広い役割を果たすために求められる素養をいかに修得するか、あるいは、法曹有資格者が必要な部門に適時に任用されるための情報共有の体制をいかに整備するかといったことが、残された課題と言える。

【福祉の分野におけるニーズ】

福祉の分野では、前記のような弁護士会の取組が、自治体や福祉機関から一定の評価を得ているものの、自治体や福祉機関において、継続的な施策又は事業として行われるべきとの認識にはいたっておらず、このため、弁護士会や有志の弁護士による自発的取組にとどまっているものが多い。また、福祉機関において、法曹有資格者が常勤職員や非常勤職員として活動する実績は乏しく、顧問弁護士としての関与についても不十分との指摘が当分科会においてなされている。

これは、被援助者の特性に応じて、弁護士を始めとする法曹有資格者が、被援助者の抱える問題を、法的なものも含めて包括的に解決するに当たってどれほど有為な貢献ができるか、また、その結果として、福祉機関等の業務の質や効率性の向上に当たっても、法曹有資格者の有する知見を、持続可能な施策又は事業の一環として活用するメリットがあるとの認識が、自治体や福祉機関に浸透していないことを示すものといえる。

(2) 対応策

ア 自治体について

○ 自治体等に対するアンケート調査によって明らかとなったニーズに応じて、弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を促していくことが必要である。具体的には、日本弁護士連合会は、法務省とともに、関係機関と協力して、セミナーやシンポジウムを主催・後援する等の形で有用性をアピールする。また、各地の弁護士会においては、自治体に対して個別に働き掛けるといった形で、法曹有資格者の活用の有用性をアピールすることが期待される。この際、

- ・外部の弁護士と、職員としての法曹有資格者の、それぞれの役割に見合った活用をすること
- ・法曹有資格者を行政運営のために活用している自治体の例を踏まえ、法曹有資格者の専門性が、行政サービスの質の向上や行政運営の効率化につながることを具体的に明らかにするなど、市民に対して法曹有資格者を活用することに対する理解を得られるように説明する

といった視点をもつことが肝要である。

- これと同時に、自治体等の側においても、実際に法曹有資格者を複数活用することによって行政運営の質の向上や効率化を図っている自治体の例を参考にして、それぞれの自治体の規模等に応じて、その自治権を確立するという観点から、政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策が検討・実施されることが望まれる。

イ 国の機関について

国の機関への任期付公務員等の形による任用については、質の高い行政サービスの実現に向けて、法曹有資格者の専門性を活用するというニーズの顕在化に向けた方策として、能力涵養の機会の確保や、ニーズと人材の結びつけるための方策を推進すべきである。

ウ 福祉の分野について

福祉の分野においては、各地の弁護士会と自治体等や福祉機関、さらには、福祉関係の専門職とが、これまで各地において試行的に行ってきた連携のための取組を、全国に組織的に広げていくことが効果的である。このような連携構築が積み重なることにより、福祉の分野における法曹有資格者の果たすべき役割が拡大していくものと考えられる。

また、実際に自治体や福祉機関との連携を進めていくに際しては、潜在的なニーズを的確にくみ上げることができるよう、自治体・福祉機関等が把握している法的支援が必要な被援助者がいる場合に、弁護士の側にその情報が提供される仕組みを確立すること等が望まれる。

2 ニーズに対応し得る人材を確保するための課題と対応策

(1) 課題

ア 自治体や福祉の分野における法曹有資格者の活用が未だ限定的である原因として、前記1で指摘した問題のほかに、弁護士を始めとする法曹有資格者の側において、この分野に対応する専門性を涵養する体制が必ずしも十分に蓄積できていないことがあると思われる。

イ また、国の機関についても、今後、さらに法曹有資格者の活用を進めるためには、より多くの優秀な人材が、国の機関での勤務を希望するような環境が必要である。

ウ 自治体等に任用される常勤、非常勤の法曹有資格者の多くは任期付での任用となる場合が多いことから、自治体等で勤務した経験が、その後のキャリアにとって有益であるという認識が法曹有資格者の側にも十分に広がっていないことも、人材確保に向けた課題である。

(2) 対応策

ア まず、政策法務、公金債権管理・回収等の弁護士を始めとする法曹有資格者の活動の広がりがこれまで十分でなかった分野や、福祉の分野について、日本弁護士連合会や各地の弁護士会が中心となって、関係機関の協力も得て、当該分野に必要とされる能力を涵養し、あるいはこれらの分野で活躍した経験を共有するための研修や実践の機会の確保を進めるべきで

あり、そのために各地の弁護士会も積極的に協力することが望まれる。

それとともに、弁護士会等における研修の充実を図るだけでなく、法科大学院において、エクスターンシップ等を活用するなどして、このような専門性を法曹有資格者が獲得できる機会を設けることが期待される。福祉の分野については、現場でその実情に触れることが極めて重要である。法科大学院での学修課程のみならず、司法修習（選択型実務修習）の課程の中でも、このような経験ができる機会の充実に向けて必要な取組を継続していくことが期待される。

イ さらに、ニーズを抱える国の機関や自治体と、これらの機関で活躍することを望む弁護士とを結びつけるためには、日本弁護士連合会が運営する「ひまわり求人求職ナビ」等の利用が拡大することが有効であると考えられることから、同連合会においては、必要に応じてその運用等の改善を検討することや、成果の周知等を含む広報活動を行うことが求められる。

ウ 日本弁護士連合会において、国や自治体等の採用ニーズに見合った弁護士を送り出すことや、任期終了後に次の活動の場を得られるような体制の整備を検討する。それとともに、国や自治体等においても、組織内における法曹有資格者のキャリア形成の在り方について、そのニーズに応じた検討が進められることが望ましい。

今後の展望・方向性

1 活動領域拡大の見通し

まず、自治体については、より焦点を絞った有用性の周知の取組や、人材の確保のための取組などが広がることで、従来から弁護士を始めとする法曹有資格者が活動していた分野だけではなく、条例の立案等の政策法務や公金債権管理・回収等、これまで法曹有資格者の活動の広がりが十分でなかった分野についても、行政連携の形、顧問弁護士としての形、あるいは職員としての形など、当該自治体の規模や法的ニーズに応じて、法曹有資格者が多様な形で法的支援を行う機会が増えていくことが想定される。

また、福祉の分野においては、上記のような有用性の周知の取組に加え、各地の弁護士会が、福祉の分野において生じる問題を解決する実績を積み重ねることにより、自治体や福祉機関等と組織的な連携を強めていくことで、福祉の問題を解決するための組織的な枠組みの中で、弁護士を始めとする法曹有資格者がより積極的に活用されることが想定される。

国の機関については、特定任期付職員としての採用が一定の広がりを見せており、現在活躍している法曹有資格者の活躍の実績が評価されるにつれ、任用が伸びていくことが期待される。

2 中長期的な活動領域拡大の方向性

自治体や福祉の分野については、これまでの法曹養成課程の中ではこれらの分野で特に必要とされる知識・能力を涵養する機会が限定的であった。今後、このような機会が拡大すれば、より優秀な人材が数多くこれらの分野を目指すようになることが想定される。

また、豊かな民主主義社会の実現、国民の権利利益の確保といった観点から、法曹有資格者を活用するという視点が共有され、かつ、法曹有資格者を任期付職員として活用する国の機関や自治体が増え、その有用性の認識が浸透することで、このような分野で法曹有資格者を活用するニーズが更に拡充することが期待される。

そして、任期を満了した法曹有資格者がその経験をいかし、例えば、別の自治体・省庁、あるいは企業等に任用されるというキャリアパスが確立されれば、この分野で活動することを希望する優秀な人材が更に増えることが期待される。

3 今後の検討体制について

今後は、「法の支配」をあまねく実現する観点や、様々な課題をそれぞれの地域社会の実情を踏まえながらどのように解決していくのかといった観点などから、この分野において取り組むべき施策に関係する省庁、自治体及び日本弁護士連合会が、必要に応じて有識者委員の参画も得る形で、前記のような各施策をより効果的に実施するべく、例えば、担い手となる弁護士側と関係省庁等とが密に連絡・協議を行うことができる場を拡充していくことなどが求められる。

(別表)

番号	取組の内容	その他参考事項
1	<p>【自治体に対するアンケート結果】</p> <p>○弁護士会との連携に関心を示す自治体（部門別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部門448/594団体（78%） ・福祉部門321/505団体（69%） ・学校・教育部門323/500団体（69%） <p>○具体的な連携の在り方の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体ニーズに対応する窓口を弁護士会に設置する。 ・弁護士会のメニューリストを提供する。 ・自治体に役立つ情報を集めたメールマガジンを発行する。 ・分野別に共同事例研究の場を設ける。 ・弁護士会各種委員会と自治体各部門との意見交換の場の設定 <p>○法曹有資格者の任用に関心を示す自治体（部門別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部門421/579団体（73%） ・事業部門310/882団体（35%） <p>○職員たる法曹有資格者に成果が期待される分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原課からの日常的な法律相談への対応，行政不服審査業務，訟務，例規業務，公債権や私債権の管理・回収業務，職員のコンプライアンス全般，公立学校における事故・苦情への対応 <p>○法曹有資格者の任用に対する満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部門 <ul style="list-style-type: none"> 当初の期待を上回る効果が上がっている17/29団体（59%） 当初の期待に応じた成果が上がっている12/29団体（41%） ・事業部門 <ul style="list-style-type: none"> 当初の期待を上回る効果が上がっている5/13団体（38.5%） 当初の期待に応じた成果が上がっている8/13団体（61.5%） <p>○具体的なメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の法務能力，コンプライアンスの向上につながっている。 ・業務担当課職員からの相談件数が増加したことにより，潜在的な問題の発見に寄与している。 ・停滞している案件が法曹有資格者からの助言により前進する。 ・顧問弁護士との連携により問題解決が確実かつ迅速に進む。 	
2	<p>【自治体職員を複数活用している自治体の例】</p> <p>○活用の具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例や政策の立案，自治体としてのコンプライアンスへの対応，福祉関係の専門職や一般職員との連携による，いじめ対策・虐待防止対策，職員の研修，債権管理・回収などが挙げられている。 <p>○活用の具体的な効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収の処理件数の増加，職員による不正の実態解明への寄与，一般職員の法務能力検定試験での成績向上 ・一般行政職との効果的な使い分けにより，全体として人件費の削減につながった。 	

3	<p>【シンポジウム等の開催実績について（平成26年度）】</p> <p>○能力涵養のための研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括外部監査人等経験交流会（横浜） → 33名参加（弁護士のみ） ・公金の債権回収業務に関する法務研修（東京 内閣府主催・日弁連共催） → 196名参加 ・公金の債権回収業務に関する法務研修（愛知県 内閣府主催・日弁連共催） → 147名参加 ・自治立法に関する研修会 → 41名参加＋テレビ会議15か所（弁護士のみ） ・法化社会における条例づくり（東京） → 103名参加＋テレビ会議16か所 ・公金債権回収業務に関する法務研修（新潟 新潟県弁護士会・内閣府主催） → 150名参加 ・公金債権回収業務に関する法務研修（岡山 岡山弁護士会・内閣府主催） → 163名参加 <p>○任期付公務員登用セミナー等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期付公務員登用セミナー 約50名＋テレビ会議7か所 ・自治体内弁護士等情報交換会in岡山 13名参加 ・自治体内弁護士等情報交換会in福岡 16名参加 ・地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウム（札幌） 67名参加 ・地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウム（高松） 84名参加 ・自治体内弁護士等対象研修・経験交流会（大阪） 51名参加（弁護士のみ） ・自治体内弁護士等対象研修・経験交流会（東京） 35名参加（弁護士のみ） <p>○行政連携の実現に関するシンポジウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい地方自治の実現と弁護士会の役割～地方自治体と弁護士会との連携の実践～ → 128名参加 ・国・地方公共団体をはじめとする行政機関との連携活動に関する意見交換会（札幌） → 22名参加（弁護士のみ） ・国・地方公共団体をはじめとする行政機関との連携活動に関する意見交換会（高松） → 25名参加（弁護士のみ） <p>○地方自治体向け広報ツールの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本弁護士連合会において、「地方公共団体の皆様へ 地方公共団体における弁護士採用Q&A」を作成・公開 	
---	--	--

4	<p>【大阪弁護士会における取組】</p> <p>○実績 平成26年6月からの9か月間で31の自治体に弁護士を派遣し、412件の相談実績を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談実績の内訳 成年後見・・・101件 財産管理・・・54件 遺言相続・・・18件 親族関係・・・16件 離婚・・・・・・・・10件 債務・・・・・・・・51件 一般民事・・・47件 介護サービス・37件 その他・・・・・・・・148件 <p>○平成27年度の契約予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の法律相談で予算要求中 5か所 ・隔月の法律相談で予算要求中 5か所 ・隔月の法律相談と毎月の電話相談で予算要求中 1か所 ・随時の法律相談を希望 2か所 ・3か月に1回の法律相談で予算要求中 2か所 ・年間で一定の予算要求中 1か所 ・虐待対応専門職チーム派遣の契約 1か所 	
5	<p>【各地の弁護士会における高齢者・障がい者向け相談事業】</p> <p>○概要 電話相談，出張相談，自治体，社会福祉協議会等との連携などの「標準事業」を「ひまわりあんしん事業」と名付けて取り組んでいる。</p> <p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京三弁護士会において2600件超 ・大阪弁護士会において3000件超 <p>の実績を挙げている。</p>	
6	<p>【虐待事案への対応等について】</p> <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応専門職チーム <p>高齢者虐待防止法施行に伴って，市町村・地域包括支援センターに求められる虐待事案への対応について，精通弁護士と社会福祉士のチームが，専門的な助言を行う試行的な方策</p> <p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応専門職チームの派遣実績 高齢者虐待 33件 障がい者虐待 12件 	

7	<p>【選択型司法修習の受入先拡大に向けた取組の実情】</p> <p>○国の機関：衆・参の法制局から受入れの内諾が得られたほか、一部省庁と交渉中</p> <p>○自治体：明石市，大津市，栃木市のほか，複数の自治体と交渉中</p> <p>○福祉機関：全国社会福祉協議会を通じて，各地の複数の社会福祉協議会と交渉中</p>	
8	<p>【法科大学院におけるカリキュラム】</p> <p>一部の法科大学院において，自治体における行政法務に関する科目を設置し，これを法曹有資格者にも開放している。</p>	